

平成27年度品川区教育委員会事務事業の点検および評価報告書

1. 目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、品川区教育委員会がその権限に属する事務の管理および執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、区民への説明責任を果たすことを目的とする。

2. 仕組み(方法・基準)

(1) 「品川区教育委員会事務事業評価実施要領」に基づき、教育委員会所管の予算事業を対象として、事業ごとにその必要性・代替性・効率性について基本的な評価を行い、これをもとに今後の方向性として総合評価を行った。

(2) 評価基準

① 基本評価（必要性・代替性・効率性）の基準は次のとおりである。

| 評価基準 | 評価の視点 | 評価 | |
|------|--|----|---|
| 必要性 | <p>◆そもそも区民や区内事業者等にとって必要な事業か</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的の妥当性、区民等のニーズはあるか ・時代の変化に適応しているか ・他に類似の事業はないか、代替手段は他にないか | A | 区民等のニーズが高く必要な事業である |
| | | B | 法令等の定め、または一定のニーズがあり必要性は高い |
| | | C | 区民等のニーズはあるが、時代変化に適応しなくなっている部分がある |
| | | D | 区民等のニーズや社会変化に全く適応しておらず不要な事業である |
| 代替性 | <p>◆その事業は区が主体となって行うべき事業か</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政が担う必要があるか ・行政が担う必要性があっても、区が実施することが適当か | A | 区が積極的に実施すべき事業である |
| | | B | 区が実施すべき事業として法令等で定められている、または区が実施することが効果的である |
| | | C | どの主体でも実施は可能だが、区が実施することが概ね適当である |
| | | D | 国・都または民間が実施すべき事業である、または区が実施すべき事業としては役割を終えた事業である |
| 効率性 | <p>◆実施手法は適切か</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投入された資源量に見合った結果、成果が得られているか ・最小の経費で最大の効果を挙げているか ・受益者負担は適正か ・対象範囲は適正か ・同種の事務事業を実施している自治体や民間企業と比べて手法は効率がよいか | A | 実施手法は適切で、見直しの必要はない |
| | | B | 実施手法は概ね適切である |
| | | C | 実施手法は概ね適切であるが、一部見直しが必要である |
| | | D | 大幅な見直しが必要である |

② 総合評価（今後の方向性）の基準は次のとおりである。

| 評価基準 | | 評価 | |
|------|-------|----|---------------------------------------|
| 総合評価 | 拡 充 | A | 十分な事業水準にあり、かつ将来への必要度も高く、今後も拡充が必要 |
| | 継 続 | B | 一定の事業水準にあり、今後も更なる効率化を図りつつも、現在の事業水準を維持 |
| | 見 直 し | C | 事業の必要性はあるが、その手法・執行体制等見直しが必要 |
| | 廃 止 | D | 事業を廃止（または休止） |

3. 対象事業

点検および評価の対象とする事業は、平成27年度実施の教育委員会の権限に属する予算事業を評価対象とした。

以上により事務事業評価対象事業数を129事業とした。

（庶務課：32 学務課：22 指導課：18 教育総合支援センター：43
品川図書館：14）

4. 結果

品川区教育委員会は事業の点検および評価を行うにあたって、品川区教育委員会の教育目標・基本方針に基づき事業を適切に執行しているかを基本に評価を行った。

今回評価を行った事務事業の点検および評価結果は次のとおりである。

(1) 実施事業の総合評価（今後の方向性）

| 評価基準 | | | 該当 事業 合計 | 内訳 | | | | |
|------|-----|---------------------------------------|----------------|-----|-----|-----|----------------|-------|
| | | | | 庶務課 | 学務課 | 指導課 | 教育総合支 援センター | 品川図書館 |
| | | | | | | | | |
| A | 拡充 | 十分な事業水準にあり、かつ将来への必要度も高く、今後も拡充が必要 | 12 | 1 | 1 | 4 | 6 | 0 |
| B | 継続 | 一定の事業水準にあり、今後も更なる効率化を図りつつも、現在の事業水準を維持 | 114 | 30 | 21 | 12 | 37 | 14 |
| C | 見直し | 事業の必要性はあるが、その手法・執行体制等見直しが必要 | 3 | 1 | 0 | 2 | 0 | 0 |
| D | 廃止 | 事業を廃止（または休止） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| — | 完了 | 事業が完了している | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | | | 129 | 32 | 22 | 18 | 43 | 14 |

今後も拡充が必要（拡充）《A》とした事業が9.3%であり、効率化を図りつつ現在の水準を維持すべき（継続）《B》とした事業が全体の88.4%を占めている。また、事業の必要性はあるが、執行方法や執行体制を見直すべき（見直し）《C》とした事業が2.3%、事業の廃止（廃止）《D》とした事業が0%である。事業の完了により今後の方向性について評価を行わなかった（完了）という評価は該当がなかった。

(2) 教育委員会意見

区民（保護者、児童・生徒、地域住民等）への教育効果等の実績、事業の必要性および費用対効果等の視点から点検および評価を行ったところ、教育委員会事業については概ね教育目標に従い着実かつ適切に執行されており、現状維持または現状をベースに発展、向上させるべきであると考えます。

今回、総合評価で「見直し」とした事業については、中長期に課題を検討すべきものもあり、計画的に改善していく必要がある。また「継続」とした事業についても、その意義と目的を常に意識しつつ実施するよう努力されたい。

評価の結果の良し悪しではなく、評価結果を活かし、さらに創意工夫を重ねて効果的かつ効率的な事業推進にあたられることを求めたい。

以下、個別の事業に対する点検および評価にあたっての教育委員会の主な意見をあげる。

①子ども地域活動支援について【庶務課】

事業開始から1年が経過し、地域によっては定着してきている様子も伺える。しかし、対象学年が限定されており記念品を受け取れない児童が出てきていることや、居住地以外の児童が参加した場合の対応に課題がある。記念品も再検討する必要があるとの声も聞く。事業の趣旨を踏まえ、それらの課題解決に努めること。

②校庭整備について【庶務課】

校庭整備は、表層補修や舗装改修を計画的に実施し、児童・生徒の教育環境の改善などを図っている。改修をするにあたり、オリンピック・パラリンピック開催に向け、区内で開催されるブラインドサッカーやホッケーなど芝のグラウンドを使用する競技への関心が高まることに加え、人工芝生化した学校では、怪我の減少が見られるなどの報告を受けていることから、今後、人工芝生化の推進について導入費用やランニングコストなどを考慮し検討していく必要がある。

③学力定着度調査について【指導課】

区では、国・東京都とは別に調査対象学年を変えながら実施してきた。調査結果を教員の指導向上に役立てることができていると感じるが、問題を児童・生徒に公表していない点が課題である。また、4年生・7年生を対象としており、経年変化を見ていくことが困難である。幅広い学年、豊富な調査結果を参考にしながら実施できる民間業者のCRT等の導入など、実施方法について見直しを図っていく必要がある。

④学校評価について【指導課】

平成14年度の導入から10年以上が経過し、導入前と比較して学校の改善が図られている。しかし、評価委員の固定化・形骸化により新たな視点からの評価がしにくいという課題がある。学校教育の内容を充実させ、その改善を継続的に行うためには、保護者や地域等から評価を受け、また、意見を反映させる仕組みは欠かせない。学校現場が実施しやすい手法、また、地域を巻き込ん

だ評価を実施していけるよう、学校評価制度を改善することが必要である。

⑤いじめ防止対策について【教育総合支援センター】

近年、国や都において、いじめ防止対策推進法やいじめ防止対策推進条例を策定し、全国的にいじめ防止対策に関心が寄せられている状況である。区では、平成25年9月に「いじめ根絶宣言」を行い、いじめ防止に関する取組を実施してきた。今後、いじめ防止対策推進条例を制定する中で、改めて児童・生徒、教職員、保護者、地域関係者、教育委員会など、子どもの教育に携わる一人ひとりがいじめ防止に対する意識を高めていく必要がある。

⑥オリンピック・パラリンピック教育推進事業について【教育総合支援センター】

来年度以降、都内全ての公立学校がオリンピック・パラリンピック推進校に指定される。オリンピック・パラリンピック教育を推進するためには、区内で開催される3競技について区が積極的に体験授業などを開催し、競技の理解を深める活動が必要である。

⑦就学相談について【教育総合支援センター】

一人ひとりの児童・生徒の障害の種類や程度、発達の状態に応じた適切な教育を受ける場を決定することや、個別の状況を就学先の学校に伝え、より充実した学校生活を送れるようにするために必要な事業である。近年就学相談件数が増加傾向にあり、限られた人員で対応しなければならないことが課題である。受け入れ態勢や方法の見直しについて検討が必要である。

⑧マイスクール八潮の運営について【教育総合支援センター】

不登校児童・生徒の出現率は、国や都と比較して低い状況ではあるが、年々増加傾向である。マイスクール八潮においても入室希望者が増加しているが、適応指導教室が区内に1箇所しかなく、対応できる人員に限りがあるため、時期によっては定員の関係上受け入れができない状況である。学年、本人の不登校状況や学校復帰に向けた段階など、通室児童・生徒に応じた支援を拡充していくとともに、入室希望者への対応を検討する必要がある。

(3) 点検・評価に関する学識経験者からの意見

教育委員会の点検および評価に関して、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第2項の規定に基づき学識経験者に意見を求めた。

意見を求める内容については、平成27年7月7日開催の教育委員会定例会において協議のうえ決定した。

① 対象事業

- 1 学力定着度調査について
- 2 学校評価について

② 学識経験者

筑波大学 教授 樋口直宏

学識経験者からの意見は以下のとおりである。

1 学力定着度調査について

品川区では、平成15年度から区独自の学力定着度調査を開始した。「品川区立学校における学力定着度調査実施要綱」によれば、その目的は、「小学校および中学校課程における知識・技能に関する学力定着度調査を実施することにより、指導計画の見直し、指導方法の改善および教職員の資質の向上を図り、もってより一層の学校改善への活性化に資する」ことである。当初は、中学校1年生の入学直後に、小学校で学んだ国語科および算数科に関する基礎的内容を出題していたが、小中一貫教育の実施をふまえて平成18年度からは4年生および7年生を対象に理科・社会も加えた4教科で実施している。

調査にあたっては、児童生徒への成績提供はもとより、各学校に対して設問ごとの正答率や習熟度が提示される。学校はその結果を分析して、結果から明らかになった課題や、今後の改善・対策といった学力向上および小中連携に向けた取り組みに関して、結果公表ならびに態度表明を行う。これらは、各学校のホームページに掲載するとともに、保護者に対しても説明される。平成26年度の場合、平成27年2月に調査は実施され、4月に区教育委員会の分析、5月～8月にかけて各校および小中連携の分析と結果公表が行われた。

調査問題は、区内教員から成る問題作成委員会によって作成される。問題は非公開であるが、問題数は4・7年生とも、国語と算数・数学は45問前後、理科と社会は25問前後である。内容領域は以下のように、品川区小中一貫教育要領に沿って、「知識や理解」「技能や表現」とともに「思考や判断」も加えて出題される。

- ・国語：漢字、言語事項、文学的文章、説明的文章、作文
- ・算数・数学：計算、数と式の意味と計算、量と測定、図形と計量、数量関係、

資料の分析

- ・ 社会（4年）：品川区の特色、暮らしの安全、健康な生活、東京の自然、昔と今の生活
（7年）：国や地域、我が国の歴史、我が国の政治
- ・ 理科：生命、物質、エネルギー、地球

委員会が定める各問題の習熟基準は、概ね70%前後に設定されているが、90%や50%といった設問もある。また、7年生よりも4年生、理科、社会よりも国語、算数・数学の方が、若干習熟基準は高い。習熟基準から見た区全体の正答率は、比較的満足できる状況にあるが、算数・数学における数と式の意味と計算、図形と計量および社会全般のように、4・7年生ともに努力を要する内容領域もある。各学校においては、自校の正答率と習熟基準を参照しながら、どの内容領域や設問に課題があるかを、具体的な方策とともに示して授業改善へと結びつけている。小中連携についても、5・6・7年生を中心に連携グループに共通する課題および方策を検討する意味で、小中一貫教育の充実にも寄与している。

このように、児童生徒の学力向上および小中一貫教育の改善について、学力定着度調査は効果的な役割を果たしている。その一方で、児童生徒一人ひとりの学力向上を目指すのか、品川区としての実態把握や改善のために利用するのかについて、検討する必要がある。

前者については、これまでのデータの蓄積をふまえて、例えば4年生が7年生に進級した際に、学力全体あるいは特定の内容領域における変化を分析することがあげられる。また、学校や学級間で比較した際にも、順位付けや競争とは異なる意味で、各集団の到達度の特徴を分析することが可能である。児童生徒に対しても、問題の公開をしていないため、一人ひとりが学習内容を見直すという点で課題がある。

後者については、平成19年度からは全国学力・学習状況調査が、6・9年生の国語、算数・数学、および年度によっては理科について実施された。また東京都においても、平成15年度から「児童・生徒の学力向上を図るための調査」が5・8年生の国語、社会、算数・数学、理科、英語に対して実施されるようになった。これらの調査を関連づければ、4年生から9年生までを見通した、区としての学力の傾向を毎年把握することができ、経年変化、学年間の比較や、児童生徒個人における学力の推移も分析可能になる。

学力調査が研究目的で実施された時代には、区が全児童生徒に対して行う調査も一定の意味があった。だが国や都の調査に加えて、独自にCRT等の学力調査を導入している学校も多い。通常の単元・定期テストや心理検査を含めると、授業時間確保という観点からもこれらの役割を明確にして精選する必要がある。習熟基準に対する達成状況の検討という調査の目的および方法についても、上記諸調査との整合性を図ることによって、さらに意義ある調査になると思われる。これらをふまえて、今後のあり方を検討してほしい。

2 学校評価について

品川区の外部評価は、平成 14 年度より開始されている。教育委員会が発行している「学校評価の手引き」によれば、学校評価の目的として、各学校が主体性・自立性を発揮し、評価成果を学校改善に向けて積極的に活用できるようにすることがあげられる。平成 18 年度からは指定校に対する専門外部評価委員会制度も設けられ、従来の校区外部評価委員会と並行して実施された。

校区外部評価委員会は、PTA 関係者、地域団体関係者、学識経験者、および近隣の区立学校等の管理職の合計 8 人以内で組織され、委員長には学識経験者が就く。委員の任期は 1 年であり、再任も可能である。委員会は通常 5 月、7 月、8 月、12 月、1～2 月の 5 回開催され、このうち 8 月と 1～2 月は教職員も参加する協議会として位置づけられている。校区外部評価にあたっては、前提として各学校の自己評価があり、7 月および 12 月の委員会に向けて中間自己評価と最終自己評価を作成する。委員会では、自己評価の妥当性について学校の説明や資料とともに協議して、最終的に自己評価結果についての提言を含む「校区外部評価最終報告書」を提出する。

評価項目は大きく、1) 基礎学力の定着、2) 社会性・人間性の育成、3) 小中一貫教育の推進、4) 保護者・地域との連携、5) 環境整備・美化、6) いじめ防止に関する取組、7) 学校独自の特色ある教育活動等から成る。学校は各評価項目に即してそれぞれ複数の成果指標または取組指標を設定した上で、A B C D の 4 段階および評定についてのコメントを記す。この方式も、かつては評価委員会が所定の指標に対して評定およびコメントをつけていた。実施サイクルも、特色ある教育活動経費の予算化に合わせて、秋から翌年夏までという期間設定をした年度もあったが、現在は 4 月～翌年 3 月の形に戻っている。学校評価は、中央教育審議会答申で自己評価の義務化や外部評価の充実が提言されたのを受けて、文部科学省によって平成 18 年に「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」が作成されており、保護者アンケートをはじめとする取り組み自体は珍しくない。また、学校評議員制度（平成 12 年）や「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」改正（平成 16 年）による学校運営協議会が設置可能になったことにより、教職員以外の関係者が学校に対する意見を述べる場も広がっている。品川区の外部評価は、これら先取りした制度と位置づけられる一方で、その独自性ゆえに以下の課題も生じている。

第一は、評価委員の構成およびその位置づけと意識についてである。各校の評価委員の多くは、PTA 関係者は役員、地域団体関係者は同窓会や自治会役員が依頼され、学識経験者も含め長期間にわたり再任される場合もある。そうなると、評価委員会が固定化されてしまい、新たな視点からの評価ができにくいという課題がある。また評価委員の意識についても、いわゆる学校の応援団にあたる位置づけとなり、客観的に学校を評価する意識が生み出されにくい。評価結果が公表され、学校選択や学校予算配分の資料にも利用される可能性があれば、毎年同じような評価になりがちである。

第二は、評価の方法についてである。学校評価である以上、訪問や参観の機会を設けることが求められるが、委員の立場や職業、居住地等によってその回数には差がある。また訪問や参観といっても、授業参観が中心となる場合と、教科外活動やPTA・地域行事を通して関わる場合とでは、学校の印象が異なることがある。学識経験者は授業や教育活動について高い専門性をもつが、児童生徒や学級の状況については、PTAや地域関係者の方が具体的な情報を有していることも多い。このように、委員それぞれの立場から評価が行われるため、多様ではあるが一定の基準にもとづく評価が行えないという課題がある。

第三は、校区外部評価委員会と専門外部評価委員会、さらには学校評議員や学校運営協議会制度との関係についてである。専門外部評価委員会は、小中一貫グループの学校を数グループ指名して、学校経営、教育法制・財務、教育課程の立場から3年間にわたり学校観察や聴き取りを行い、学校改善に対して指導助言する。その意味で校区外部評価委員会とは趣旨が異なるが、学校側から見ると二重の評価を受けることになり、校区外部評価委員会と専門外部評価委員会との連絡調整も少ない。また、評価に特化した形での委員会となっているが、結果的には学校評議員や学校運営協議会との区別が曖昧な面もある。平成26年度には文部科学省調査研究の一環として、浜川中学校区において品川版学校運営協議会を発足させ、その中で学校支援地域本部の活動とともに学校評価を行っている。今後このしくみを全区展開するのであれば、学校評価のあり方も再検討する必要がある。

3 まとめ

学力定着度調査および学校評価のいずれもが、「プラン21」のさきがけとして実施されてきた。この間、全国学力・学習状況調査や義務教育学校制度の導入等、品川区の取り組みが全国に影響を及ぼしたと言える。これらが国としての標準的な取り組みとなる中で、上記をはじめとする品川区の教育改革がどのような特色をもち、実効性のある内容となっているかを見直す時期にさしかかっている。教育改革のモデルとして注目されてきた品川区においては、「品川教育ルネサンス」を旗印にさらなる発展を願っている。

筑波大学 教授 樋口直宏

(4) 各事業の点検及び評価結果は、次ページ以降のとおりである。

平成27年度事務事業評価

| No. | 所管課 | 事務事業名称 | 評価 | |
|-----|-----|---|------------------|---|
| | | 事業概要 | 総合評価 (今後の方向性) | |
| 1 | 庶務課 | 教育委員会運営 | B (継続) | 基礎的自治体として、地域の実情に応じた教育の振興を図るため、継続して実施する。また、区長と教育委員が直接意見交換することで、双方の連携をより強化していく必要がある。 |
| | | 教育委員会の開催等 | | |
| 2 | 庶務課 | 教育広報紙の発行 | B (継続) | 区民の方にプラン21についての理解を深めていただき、区外に向けて本区の教育を周知するために必要である。 |
| | | 年2回教育広報「教育のひろば」を発行する。 | | |
| 3 | 庶務課 | 広報しながわ教育特集号 | B (継続) | 品川の教育に触れる機会の少ない区民に幅広く周知し、主に未就学児童の保護者に興味関心を持たせることができる。 |
| | | 広報しながわで教育特集を発行し、未就学児童を持つ保護者を中心に、品川区の教育の施策に興味関心を持ってもらう。 | | |
| 4 | 庶務課 | 教職員の健康管理 | B (継続) | 教職員の健康診断は、法律で受診義務が定められている。教職員の健康診断実施者は学校設置者(区)となる。100%を目標に今後も教職員の健康管理に努める。 |
| | | 教職員に対する健康管理のための各種健診の実施 | | |
| 5 | 庶務課 | 教職員ストレスチェック | B (継続) | 教員が心身ともに健康であることは、教育の質の確保のため不可欠である。精神疾患は自分で気付くのが遅れやすく、重症化、長期化しやすいため、ストレスチェックによる早期発見が必要である。今後もストレスに対するセルフケア対策を啓発する意味でも受診率や事後指導等適切な運営に努める。 |
| | | 年1回、常勤教職員を対象に教職員専用のストレスチェック調査票を配布。分析を業者に依頼し結果を本人に返却。結果が要注意のものには産業医より病院受診を促す。さらに、ストレスの多い学校に対しては産業医訪問を行う。 | | |
| 6 | 庶務課 | 安全衛生講習会 | B (継続) | 安全衛生講習会では、公務災害防止やメンタルヘルスをテーマに行っている。参加希望者も多く、学校現場共通の問題に理解を深めることや繰り返し実施することで、安全・健康対策により効果があがるため、今後も適切な運営に努める。 |
| | | 学校区職員対象にストレッチ、ワーク等講師を招いて公務災害防止の目的で講習会を行う。また、学校管理職対象メンタルヘルス講習会では、年1回学校特有のメンタルヘルス問題について講師を招いて講習会を行う。 | | |
| 7 | 庶務課 | 安全衛生管理 | B (継続) | 学校職員の安全と健康増進を図るため、労働安全衛生法に定められた産業医等配置を行っている。今後も安全衛生会議、産業医訪問・面談等を行い、公務災害防止や健康管理体制の充実に努める。 |
| | | 区立小中学校に勤務する教職員、用務等を含む学校の職員の安全と健康維持増進を図るため、健康教育・健康管理業務を行う。 | | |
| 8 | 庶務課 | 学校職員の被服貸与 | B (継続) | 用務職員・栄養士・給食業務に被服貸与をしているが、給食業務の民間委託に伴い、現員数は減少している。今後、貸与規定の変更が必要になるとともに、不要となってきた貸与品を精査し、新たな品目の必要性について検討する必要がある。 |
| | | 区立小中学校、幼稚園に勤務する職員(用務・栄養士・給食業務)に職務を遂行する上で必要となる被服を貸与する。 | | |

平成27年度事務事業評価

| No. | 所管課 | 事務事業名称 | 評価 | |
|-----|-----|--|------------------|--|
| | | 事業概要 | 総合評価 (今後の方向性) | |
| 9 | 庶務課 | 文化財保護審議会 文化財の保存・活用に関する重要事項の調査審議、区指定文化財の新規指定・解除について諮問する。また、各分野の専門家である審議会委員から助言・指導を受けることで、適切な文化財調査を実施する。 | B (継続) | 品川区文化財保護審議会は、文化財の保存・活用に関する重要事項(文化財の指定・解除等)について審議し、教育委員会に建議するなど文化財保護法に基づき設置される附属機関である。 |
| 10 | 庶務課 | 文化財の保護 区内に所在する文化財(未指定を含む)について、専門知識を有した調査員による学術調査を行い、その保存を図るとともに普及を進める。 | B (継続) | 彫刻や絵画、史跡、民俗芸能など141件の有形・無形の重要な文化財が区指定文化財に指定されている。また、未指定文化財の所在把握や適切な保存方法を講じるため、文化財の学術的な調査を継続的に実施していくことが不可欠である。 |
| 11 | 庶務課 | 文化財の活用 区域の文化財・歴史を区民へ広く普及するため、文化財めぐり、文化財一般公開、文化財標識の設置、子ども文化財散策ツアー、史跡散歩と歴史館特別展見学等を実施 | B (継続) | 区民が文化財の由緒や来歴を知ることが、地域に対する理解と愛着を深めることにつながる。そのため、文化財解説板の設置や文化財めぐりなど文化財を知る機会・接する機会を設ける。 |
| 12 | 庶務課 | 埋蔵文化財の保護 土木工事計画地が埋蔵文化財包蔵地(遺跡範囲)に該当しているかの照会に対し、該当している場合は適切な届出を行うよう指示し、必要な調査に協力を求める。また、包蔵地内の土木工事に先立ち、必要に応じて立会・試掘・発掘調査を実施する。 | B (継続) | 埋蔵文化財包蔵地(遺跡)として指定された地域で、建築・土木工事を行う場合は、事業者事前に届出を義務付け、必要に応じて試掘・発掘調査への協力を求めている。届出の受理および事業者との調整・指導は区市町村教育委員会の事務とされている。 |
| 13 | 庶務課 | 「品川区公立学校史」制作 区内の公立小・中学校、小中一貫校46校および統廃合や廃校となった学校の歴史をビジュアル中心にわかりやすくまとめた学校史を発行する。 | B (継続) | 公立小中学校は、地域の人たちにとって心のよりどころであり、思い出の詰まった場所である。区内公立小中学校各校の歴史を1冊にまとめた「品川区公立小中学校史」を刊行することで、地域の核である小中学校の歴史を次の世代に継承するとともに、学校と地域の絆を一層深める。 |
| 14 | 庶務課 | PTA活動の支援 各校PTAおよびPTA連合会に事業を委託し、それぞれ特色ある事業を計画・実施する。事業内容によっては、地域住民の参加もある。 | B (継続) | 幼稚園・小中学校のPTA活動を通して家庭教育を支援し、子どもの健全育成を図るとともに、親子や地域との交流も促進していく。 |
| 15 | 庶務課 | 家庭教育力の向上支援 子どもの成長に合わせた親と子の関わり方と家庭での教育力の必要性の有無を自覚するきっかけとしてもらうため、保護者用家庭教育力チェックシートを作成する。 | B (継続) | 家庭教育を支援するため、保護者に対する学習の機会および情報の提供として実施していく。 |
| 16 | 庶務課 | 校庭開放 学校の校庭を遊び場として開放する。 | B (継続) | 土日、三季休業期間に、PTAが学校の校庭を開放することで、子どもに遊び場を提供し、ふれあいの機会を増やす。 |

平成27年度事務事業評価

| No. | 所管課 | 事務事業名称 | 評価 | |
|-----|-----|---|------------------|--|
| | | 事業概要 | 総合評価 (今後の方向性) | |
| 17 | 庶務課 | 少年少女スポーツ普及事業 | B (継続) | 学校施設を活用し、スポーツに親しむ機会を提供することで、子どもの健全育成を目指す。 |
| | | 学校・地域の協力を得て、各種スポーツレクリエーション事業を実施する。 | | |
| 18 | 庶務課 | 83運動の推進 | B (継続) | 地域全体の目でも子どもを見守るための事業として大きな役割を果たしており、継続して実施する。 |
| | | 運動啓発ポスターやグッズを作成し、区関連施設・学校・商店等に配布する。また、運動に賛同する団体に対し、「品川区教育委員会」の名義使用許可を出す。平成26年度は、小学校全児童に安全指導の一環として、自転車用ステッカーを配布する。 | | |
| 19 | 庶務課 | 子ども地域活動支援 | C (見直し) | 学校選択制を導入している品川区では、学校選択をしている児童や保護者は、居住している地域活動の参加率が低いという声は受け止める必要がある。学校選択制を継続しつつ、児童・保護者が居住地の地域活動の担い手になれるよう、教育委員会と学校が一定の関わりを持つ必要がある。事業の課題として、対象学年が限定されている事や、居住地以外の地域行事へ児童が参加した際の対応、児童が本事業を利用したくなるような工夫などを検討する必要がある。 |
| | | 小学校1年生全員に「町会等行事参加カード」を配付し、町会・自治会、地区委員会等の行事に参加することにスタンプ等もらう。スタンプ等が3回分たったら、区で準備した記念品を渡す。 | | |
| 20 | 庶務課 | 学校事務非常勤職員等の雇用 | B (継続) | 個人情報を扱う仕事であるため、今後も区が実施すべきと考える。学校事務従事員については雇用期間が一年であるが、毎年度採用面接を適切に行い、常に良質な人材を確保している。用務主事を代替する臨時職員については、技能職OBを雇用することによって即戦力を確保している。 |
| | | 円滑な業務が行えるよう、学校事務従事員を雇用する。また、病欠・公務災害等による業務滞りを解消するため、代替職員を雇用する。 | | |
| 21 | 庶務課 | 維持修繕等 | B (継続) | <ul style="list-style-type: none"> ・修繕工事は、グランド部分補修、雨漏り補修など中規模工事は庶務課が学校の休業期間を中心に、また、小破修繕は学校に予算を令達し学校長が工事を発注し、効率的な維持管理に努めている。 ・緊急工事以外は包括設計・管理委託をしており、業者委託と庶務課業務との役割分担をし、業務の省力化を図っている。 |
| | | 学校施設の的確な維持管理を行い、教育環境の改善や安全衛生の向上を図り、良好な学校施設を維持する。 | | |
| 22 | 庶務課 | 外壁改修 | B (継続) | <ul style="list-style-type: none"> ・外壁改修は、コンクリート片の落下等の経年劣化を補修し、安全・安心な施設にしている。 ・既存校の外壁改修は計画的に実施しており、施設の長寿命化に成果を上げている。 |
| | | 外壁の経年劣化が著しい校舎の補修を行い、児童・生徒の教育環境の改善や安全衛生の向上を図り、良好な学校施設を維持する。 | | |
| 23 | 庶務課 | 校舎等整備 | A (拡充) | <ul style="list-style-type: none"> ・便所改修は、計画的に改修しており、その際、生活様式に合わせ洋式化を進め施設および学習環境の改善を図っている。 ・便所排水管耐震化は、避難所としての防災機能の強化として実施している。 ・校舎等整備は多種の修繕項目があり、年度ごとに必要な工事内容の事業を展開しており、計画的に学校施設の維持管理が図られている。 ・文科省の新たな手引きに従い、高さ6mを超える天井または面積が200㎡以上の天井、バスケットゴール、照明器具等の非構造部材について耐震化改修工事を実施し、学校施設および避難所機能の安全性向上を図っている。 |
| | | 経年劣化が著しい便所およびその年度ごとに必要な改修工事を計画的に実施し、児童・生徒の教育環境の改善や安全衛生の向上を図り、良好な学校施設を維持する。 | | |
| 24 | 庶務課 | 屋上防水 | B (継続) | <ul style="list-style-type: none"> ・屋上防水は、防水層の経年劣化を改修し、漏水をなくし施設環境の改善を図っている。 ・既存校の屋上防水工事は、計画的に実施しており、施設の長寿命化に成果を上げている。 |
| | | 屋上防水の経年劣化が著しい校舎の補修を行い、児童・生徒の教育環境の改善や安全衛生の向上を図り、良好な学校施設を維持する。 | | |

平成27年度事務事業評価

| No. | 所管課 | 事務事業名称 | 評価 | |
|-----|-----|---|------------------|--|
| | | 事業概要 | 総合評価 (今後の方向性) | |
| 25 | 庶務課 | プール整備 | B (継続) | <ul style="list-style-type: none"> プール設備は、甲羅干し塗装の補修、本体の取替え、給排水・電気設備の更新等により経年劣化を改善し、安全衛生の向上を図っている。 既存校のプール整備は、計画的に実施しており、施設の長寿命化に成果を上げている。 |
| | | プールの経年劣化が著しい部分の補修を行い、教育環境の改善や安全衛生の向上を図り、良好な学校施設を維持する。 | | |
| 26 | 庶務課 | 校庭整備(擁壁改修を含む) | B (継続) | <ul style="list-style-type: none"> 擁壁改修は、擁壁点検調査の結果に基づき、危険な箇所を改修を年次計画的に行い、学校の防災・避難所機能を図っている。 校庭整備は、表層補修、舗装改修により経年劣化を改善し、安全・安心な施設環境になっている。 既存校の校庭整備は、計画的に実施しており、地域開放を含め効率的な利用を図っている。 |
| | | 校庭の経年劣化が著しい部分の補修や擁壁等の補修・補強工事を行い、児童・生徒の教育環境の改善や安全衛生の向上を図り、良好な学校施設を維持する。 | | |
| 27 | 庶務課 | 施設整備等設計委託 | B (継続) | <ul style="list-style-type: none"> 外壁改修や校舎整備等の政策予算計上をしている設計委託料であり、政策事業と連動している。これらの工事設計・管理は、業者と包括設計委託として契約し、庶務課と役割分担しており、効率的な執行を図っている。 |
| | | 民間委託の活用により業務の省力化を図る。 | | |
| 28 | 庶務課 | 屋内運動場整備 | B (継続) | <ul style="list-style-type: none"> 屋内運動場整備は、経年劣化した床、サッシ等の改修や、照明器具の省エネ化(LED化等)、落下防止対策等を行い、安全・安心な施設環境を図っている。 既存校の屋内運動場は、計画的に実施しており、地域開放を含め効率的な利用を図っている。 |
| | | 屋内運動場の経年劣化が著しい部分の補修や内部照明器具のLED化を実施し、省エネ化、節電、落下防止対策等を行い、児童・生徒の教育環境の改善や安全衛生の向上を図り、良好な学校施設を維持する。 | | |
| 29 | 庶務課 | 学校維持管理(施設の維持・修繕) | B (継続) | <ul style="list-style-type: none"> 非構造部材耐震点検は、児童生徒の安全確保とともに、学校施設が震災時の避難所となることから、その安全確保のため、危険箇所の把握と改修計画の策定にむけ実施している。 維持管理業務は、自動火災報知設備や屋内消火栓設備等の消防法、自家用電気工作物保安管理業務の電気事業法等の法的なものも含まれており、学校施設の維持管理に重要な役割を果たしている。 業務別に契約をし、業務を効率的かつ経費削減に努め省力化を図っている。 |
| | | 消防関係設備・自家用電気工作物・機械警備、カラス営巣駆除等、学校施設の的確な維持管理を行う。 | | |
| 30 | 庶務課 | 通学安全確認等業務委託 | B (継続) | <ul style="list-style-type: none"> PTA・シルバー人材センターを活用し、通学路の交差点・横断歩道などで交通安全指導することで、児童の登下校時の安全・安心体制を向上させるとともに、地域防犯力を高めており、必要な事業である。 |
| | | 区立小学校児童の登下校時における交通安全指導と誘導、学校周辺における児童の安全確保と地域防犯力を高めるための巡視を行う。 | | |
| 31 | 庶務課 | 学校受付業務委託 | B (継続) | <ul style="list-style-type: none"> 土曜日授業実施日は、教職員が授業にあたっているため、来客対応の人材が不足している。引き続き、土曜日授業を円滑に進めるため、当事業は継続して実施していく必要がある。 |
| | | 原則、毎月第一、第三土曜日に来客対応の電子錠開錠受付業務をシルバー人材センターに委託する。 | | |
| 32 | 庶務課 | 学校改築の計画的な推進 | B (継続) | <ul style="list-style-type: none"> 建物の老朽度、就学人口の動向、学校配置の地域バランスを踏まえて計画的に推進する。御殿山小学校の改築工事は、外構工事が平成27年9月に完了した。御殿山小学校の改築により品川区における学校施設の耐震化率は100%となった。 芳水小学校の改築については、平成27年5月に基本設計が完了し、平成27年度末に実施設計を完了する予定である。 城南小学校の改築については、27年度はプロポーザルにて委託業者を決定し、基本設計を行う予定である。 |
| | | 施設の再配置を含めた改築計画指針を見直し、建築手法の工夫、既存校舎の活用などにより経費の削減を図る。 | | |

平成27年度事務事業評価

| No. | 所管課 | 事務事業名称 | 評価 | |
|-----|-----|---|------------------|--|
| | | 事業概要 | 総合評価 (今後の方向性) | |
| 33 | 学務課 | 就学事務 | B (継続) | 質の高い学校教育を実施するための手段として、学校選択制が必要である。 |
| | | 児童・生徒就学事務(新入学含む)を執行する。また、必要な調査及び指導・助言を行なう就学相談員を配置する。 | | |
| 34 | 学務課 | 学校事務のIT化推進 | B (継続) | 学校事務・校務のシステム化により、事務の統一的・効果的な運用が図れるとともに、事務の迅速化・省力化が図られている。学校事務、校務の執行にあたり不可欠である。 |
| | | 学籍・就学援助・学校保健・学校給食・私費会計等の学校事務にかかわる業務のシステム・ネットワーク化により、全区立小中学校で学校事務の統一化、迅速化、効率化を図る。 | | |
| 35 | 学務課 | クラブ・部活動指導(学務課) | B (継続) | 部活動における外部指導員の活用の要望は増えている。また、小学校の部活動におけるニーズがあることから検討を行う。 |
| | | 品川区立中学校の部活動において、指導教員が人事異動などで不足した場合や、地域の人材を活用する目的で、外部指導員を配置することで、部活動の活性化を図り、指導効果を高める。 | | |
| 36 | 学務課 | プール指導 | B (継続) | 地域のマンパワーを活用し、プール指導の安全性を向上させるとともに、夏季プール委託では専門講師による指導を実施している。温水プールを持つ学校では年間を通じた指導を実施している。 |
| | | 小中学校において児童・生徒に対するプール指導を補助する。夏季期間中に実施するプール指導や、授業で実施するプール指導において安全を確保すると同時に優れた指導法を習得した指導員を配置することにより、授業の充実を図る。 | | |
| 37 | 学務課 | 夏季施設 | B (継続) | 小学校では、夏休み期間中に全校で夏季施設を実施しており、自然教室については、平成27年度は6校が予定しており、児童の健康増進や心身の鍛錬に寄与している。今後、実施学年、場所の多様化への対応を検討していく必要がある。 |
| | | 夏季施設は5年生を対象として、夏休み期間中に豊かな自然の中で、心身を鍛錬することによって児童・生徒の健康増進を図る。自然教室(冬)は6年生を対象として、日光の冬の自然を体感しながら心の交流と団体行動の訓練の場として実施する。 | | |
| 38 | 学務課 | 移動教室 | B (継続) | 教育課程の一環として、実施場所、内容等について十分検討の上実施する。 |
| | | 自然に親しみ、歴史的・文化的遺産等の学習を経験させるとともに、集団生活を通して規律や連帯感を養い、健康増進を目的に2泊3日の日程で移動教室を実施する。 | | |
| 39 | 学務課 | 特色ある教育活動(学務課) | B (継続) | 品川の教育改革プラン21の「特色ある学校づくり」を予算面で支援する必要がある。 |
| | | 各学校長のビジョンに基づいた特色ある教育活動を推進し、成果基盤型の学校経営の実現のため、教育内容の各学校の特色に適應した教育環境の整備を図る。 | | |
| 40 | 学務課 | 学校ICTの推進 | A(拡充) | 平成26年9月からICT機器の活用が始まった。平成27年2月に実施した教員アンケートでは、小学校教員の約7割が毎週、中学校教員の約5割が授業の半分以上でICT機器を利用していると回答している。また、今後もICT機器を活用していきたいと回答した教員は、小・中学校ともに9割を超えている。なお、平成29年度には、配備が完了していない学校24校の普通教室等にプロジェクタ・書画カメラ等の常設を計画している。 |
| | | ICT機器を活用し、より質が高く、わかりやすい授業を実現するとともに、児童・生徒が学習意欲の向上および進化するICT社会への適応力を身に付けさせるため、教育活動推進校(10校)および教育活動実践校(12校)の普通教室等にプロジェクタ・書画カメラ等を常設する。さらに、実践校には、タブレットPCを配備し、自学自習の定着を図る。また、特別支援学級設置校(17校)にタブレットPCを配備する。 | | |

平成27年度事務事業評価

| No. | 所管課 | 事務事業名称 | 評価 | |
|-----|-----|--|------------------|---|
| | | 事業概要 | 総合評価 (今後の方向性) | |
| 41 | 学務課 | 教材教具の充実 | B (継続) | 義務教育の適正な実施のため必要な整備を行なっていく。 |
| | | 教材用消耗品や教具備品について、一部を学校に配当し購入するほか、教師用教科書・指導書の購入やピアノの調律委託等を行う。また、教材用パソコンのセンターサーバ化を行い、リース等を実施する。 | | |
| 42 | 学務課 | 学校の維持管理 | B (継続) | 現在の業務水準は必要であるが、コスト削減のための工夫を継続する必要がある。 |
| | | 各種設備機器の保守点検および清掃委託等を実施し、機器を正常な状態に維持する。光熱水費の支出管理および使用状況の把握を行う。 | | |
| 43 | 学務課 | 学校運営事務(環境整備等) | B (継続) | 現在の事業実施内容に加え、備品等の老朽化に対応するため、取替え・修繕等を行う必要があるものについては、積極的に対応する必要がある。 |
| | | 学校環境の整備および円滑な校務の運営を図る。(校具の整備、行事式日の運営、校務の運営) | | |
| 44 | 学務課 | 学校図書館資料整備 | B (継続) | 学習活動により一層寄与するため、さらなる効率的な運営方法を検討する。 |
| | | 主体的・意欲的な学習活動の充実・推進や読書習慣の確立のため、主に図書の実施を図る。 | | |
| 45 | 学務課 | 就学援助 | B (継続) | 経済的理由により就学困難児童・生徒に対する支援は、区の事業として欠かせないものである。経済状況を踏まえ、今後も継続する必要がある。 |
| | | 経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対して、学用品費・給食費等の就学援助費を支給し、義務教育を円滑に実施する。 | | |
| 46 | 学務課 | 就学奨励 | B (継続) | 特別支援学級に在籍(通級含む)する児童・生徒に対する支援は、保護者からも求められている。社会の経済状況も踏まえ、今後も区の事業として継続する必要がある。 |
| | | 経済的理由により就学困難な特別支援を要する児童・生徒の保護者に対して、学用品費・給食費等について就学援助費の1/2を支給する。 | | |
| 47 | 学務課 | 多子家庭給食費の補助 | B (継続) | 経済的に負担が困難な保護者に対し、補助金を交付することにより負担の軽減が図られる。また、少子化が進む中、少子化対策という側面もあり、継続する必要がある。 |
| | | 区立小中学校の学校給食に要する経費のうち、保護者負担のものについて経済的理由により負担することが困難と認められる保護者に対し、補助金を交付する。 | | |
| 48 | 学務課 | 給食運営 | B (継続) | 学校給食法第4条および第11条、同法施行令第2条第2項により、継続が適当である。給食調理業務等代行に完全移行し、栄養教諭・栄養職員・事務(給食業務)の未配置校には、栄養士の外部委託を導入した。食物アレルギー対応を重視した委託栄養士の配置は適当である。 |
| | | 衛生管理用品の購入や調理機器・施設設備の修理および小破修繕、清掃委託、生ごみリサイクル等を実施する。 | | |

平成27年度事務事業評価

| No. | 所管課 | 事務事業名称 | 評価 | |
|-----|-----|--|------------------|--|
| | | 事業概要 | 総合評価 (今後の方向性) | |
| 49 | 学務課 | 食材放射性物質検査 | B (継続) | 学校給食用食材の放射性物質検査は保護者の要望により、不安払拭と風評被害を防ぐことを目的に平成23年11月から開始した。平成24年度からは、給食1食分を1週間分まとめる方法に変更した。平成26年度からは、従来からの放射性物質検査(ヨウ素・セシウム)に加え、放射性ストロンチウム検査を開始した。今後も引き続き保護者に食の安全・安心をご理解いただくため、実施頻度を見直しながら継続していく。 |
| | | 学校給食への不安払拭と風評被害防止を図るため、飲用牛乳を除く給食1食分を1週間分まとめて1検体として実施する。 | | |
| 50 | 学務課 | 給食調理機器等の整備 | B (継続) | 老朽化した調理機器等について、取り替えが必要である。 |
| | | 調理機器の機能不全や故障による事故防止を図り、安全で衛生的な学校給食を提供するため、年次計画や老朽状況により、調理機器の老朽取替を実施する。 | | |
| 51 | 学務課 | 給食施設の改修 | B (継続) | 施設設備が学校給食衛生管理基準に適合していない既存校もあり、維持修繕のみではなく、早急な施設改修を要する。 |
| | | 給食施設設備の不備による事故防止を図り、安全で衛生的な学校給食を提供するため、給食施設設備の改修工事を実施する。 | | |
| 52 | 学務課 | 学校保健運営 | B (継続) | 今後も学校医の適切な配置に努める。 |
| | | 水質検査、教室内環境衛生検査等を委託し実施している。学校医(内科・眼科・耳鼻科・歯科)および薬剤師の報酬を支出する。 | | |
| 53 | 学務課 | 歯磨き指導事業 | B (継続) | 今後も実施校を順次交代し、歯磨き指導の啓発に努める。 |
| | | 学校歯科医による児童・生徒の給食後の歯磨き指導および保護者への啓発を行う。 | | |
| 54 | 学務課 | 児童・生徒の健康管理 | B (継続) | 法に則り、今後も継続していく。 |
| | | 就学時健康診断、心臓・腎臓検診等を委託し実施している。 | | |
| 55 | 指導課 | 区固有教員の採用 | B (継続) | 区独自の小中一貫教育を円滑・継続的に推進するため、必要性の高い事業である。採用計画の実現および優秀な人材確保に向けて、大学への働きかけや採用選考説明会を行った結果、61名の申込があった。採用後は、宿泊研修や免許取得助成、今年度より行っている杉並区固有教員との人事交流等を通じて、積極的な人材育成を図る。 |
| | | 区の教育改革の原動力となる高い志を持った者を採用する。また、宿泊研修での講義・討論、特別研究授業、異校種免許の取得推進、小中一貫教育全国サミットへの参加等により、固有教員の資質や能力の向上を図る。 | | |
| 56 | 指導課 | 教職員住宅の維持管理 | B (継続) | 地方出身の新規採用者および区内全域を異動する教職員の居住安定化および緊急・災害時対応に必要である。今年度は、伊藤教職員待機寮の老朽化が進んでいるため、外壁改修工事や屋上防水工事等の補修工事を実施し、住宅としての最低限の質を維持し、入居者の居住環境を確保する。 |
| | | 災害時の初動連絡等に従事する教職員を確保するために設置する待機寮の建物および入居者の維持管理を行う。 | | |

平成27年度事務事業評価

| No. | 所管課 | 事務事業名称 | 評価 | |
|-----|-----|--|------------------|--|
| | | 事業概要 | 総合評価 (今後の方向性) | |
| 57 | 指導課 | 教職員互助会に対する補助 | C (見直し) | 現状、本事業を継続する区は減少しており、その必要性について平成25年度の理事会および評議員会において、平成28年度末をもって廃止することとなった。今後は、廃止に向けての経過措置期間として、会員に人気のある事業を残しつつ事業を見直しながら継続していく。 |
| | | 教職員の福利厚生事業に係る費用を補助する。 | | |
| 58 | 指導課 | 教員への被服貸与(防災服) | B (継続) | 「暮らしの安全・安心都市」は、区の重要施策であり、職員の防災意識の向上は必須である。県費負担教職員の身分は品川区の職員となっており、区が実施すべき事業である。防災服の在庫管理は、一括して防災課が行っており、貸与方法は適切である。退職者や転出者の防災服を回収しクリーニングするなどして、必要最小限の購入数に抑えている。 |
| | | 教職員へ防災服を貸与する際に、防災課の在庫数が不足した場合に、必要数を購入する。 | | |
| 59 | 指導課 | 教職員出退勤システム | B (継続) | 教職員のサービスの根幹を成すシステムであり、その正確性および整合性の保持が必要である。県費負担教職員のサービス監督権限は、在籍する教育委員会に有り、その適正な管理のため、区が実施しなければならない。システム適者とは、毎月1回定例会を実施し、学校現場から上がる細かなニーズに対応できている。 |
| | | 教職員に係る法律改正や東京都の人事制度の改正等に伴う、プログラム改修を行い、円滑なシステムの運用を推進する。 | | |
| 60 | 指導課 | 教職員研修 | B (継続) | 教員の資質・能力の向上は、子どもの学力向上や豊かな心の育成に直接関わる問題であり、非常に重要な要素である。その手法として、研修の実施は大きなウェイトを占めている。法に定められた悉皆研修の受講はもちろんのこと、学校経営や職層に応じた研修を教育委員会が実施することは必要不可欠であり、また、教職員各人が自主的に研鑽を積むための研修会参加費の助成等、的確な研修計画を進めることができている。今後もスクラップ&ビルドを徹底し、改善を図る。 |
| | | 当面する学校教育の諸課題について各種研修を行い、指導内容・指導方法の充実を図るとともに、研修の一部において外部講師を招き、本区教職員の資質の向上に資する。 | | |
| 61 | 指導課 | 小中一貫教育の推進 | A (拡充) | 小中一貫教育は教育改革プラン21の中心であり、教育委員会が主体となり、各学校と十分に連携を図りながらカリキュラムマネジメントの取り組み等を進めていく。今後は、小中一貫教育推進委員会での検討内容も踏まえ、分離型の取り組みの拡充や小中一貫教育の効果検証を行い、指導内容等の充実を図っていく。また、その実施状況の効果を区民に周知し、地域の理解・協力も得て更なる充実を図る必要がある。 |
| | | 小中一貫教育の効果や課題を検証するとともに、各教科カリキュラム部会による指導内容、方針の改善を進め、区における小中一貫教育を推進する。また、小中一貫教育全国協議会を牽引し、サミットを開催する。区内においては、品川区教育フォーラムを開催する。 | | |
| 62 | 指導課 | 習熟度別学習の推進 | B (継続) | 一人ひとりの習熟度や能力に応じた指導を行い、個性や特性を生かした教育を行う習熟度別学習は、教育改革プラン21の小中一貫教育の施策であり、今後も充実させるとともに、教育委員会がその方針のもとに直接行う必要がある。今後も効果を検証しながら、継続して実施する。 |
| | | 一人一人の習熟度や能力に応じた指導を行い児童・生徒の学力を伸ばすため、指導助手を配置する。習熟度別のグループを編成し、個に応じた指導を展開することで、基礎・基本の定着や発展的な内容の学びを進めるとともに問題解決能力の育成を図る。 | | |
| 63 | 指導課 | 1～6年生の英語科 | A (拡充) | 経済・社会等のグローバル化が進展する中、子どもたちが21世紀を生き抜くため、国際的共通語となっている「英語」のコミュニケーション能力を身に付けることが必要である。このことは、子どもたちの将来のためにも、我が国の一層の発展のためにも非常に重要な課題である。さらに、2020年のオリンピック・パラリンピックの東京開催に伴い、国際都市品川区としては、オリンピック・パラリンピックでボランティア等として活躍できる人材を育成することが求められる。 |
| | | 小学校に外国人講師を派遣し、学校生活の中で自然に英語に触れる機会を取り入れ、実践的なコミュニケーション能力を養う。また、小学校の英語能力を向上させるため、モデル校を指定し、JTE(小学校英語専科指導員)の配置やイングリッシュキャンプを実施する。 | | |
| 64 | 指導課 | ステップアップ学習 | B (継続) | 児童・生徒の学習の習得状況に応じ、基礎基本を身に付けさせるとともに、興味・関心に応じて特定分野の優れた能力を伸ばすことを目的として、小中一貫教育要領に基づき本区が独自に実施するものである。都費非常勤講師の時数配当が得られない領域であり、当学習を円滑に実施するため、今後も質の高い区費講師を適切に配置していく必要がある。 |
| | | ステップアップ学習の時間に一人一人の習熟度や能力に応じた指導を行い児童・生徒の学力を伸ばすため、区費非常勤講師を派遣し学校が設定した各教科の基礎・基本の定着や発展的な内容の学びを進めるとともに問題解決能力の育成を図る。 | | |

平成27年度事務事業評価

| No. | 所管課 | 事務事業名称 | 評価 | |
|-----|-----|--|------------------|--|
| | | 事業概要 | 総合評価 (今後の方向性) | |
| 65 | 指導課 | 学力定着度調査 | B (継続) | 品川区小中一貫教育要領から基礎的・基本的な内容を中心に、区独自で問題を作成している。今後は、教育要領に沿いながら、基礎的な内容だけでなく、幅広く様々な力について検証できるよう問題の作成方法や実施方法について見直しを図る。また、児童・生徒が自己分析・改善にも取り組めるように問題用紙の回収についても見直しを図る。 |
| | | 4年生および7年生終了時に、国語科、算数/数学科、理科、社会科の4教科で、テストを実施し分析する。 | | |
| 66 | 指導課 | スクールプロモーション | C (見直し) | 児童・生徒の愛校心および高いプレゼンテーション能力の育成を目指した新規事業であり、児童・生徒自身によるプレゼンテーションを行う機会の設定および地域人材の活用について一定の成果は期待できる。平成27年度は全校実施としたが、平成28年度からは希望制とし、学校説明会において児童・生徒の活躍の場とするといった検討が必要だと考える。今後は地域人材の有効活用を観点に、学校と地域が主体となって取り組めるような実施方法への移行を検討する。 |
| | | プレゼンテーションやICTの活用に専門性のある地域人材を活用し、児童・生徒のプレゼンテーションスキルを高める。また、学校や地域のことを調べたりまとめたりすることで愛校心を育む。 | | |
| 67 | 指導課 | ドリームジョブ | B (継続) | スチューデントシティで経済体験をした後に、実際に様々な職業において活躍する人々から、職業についての具体的な話を聞くことで自分の将来について考え、実現させるための具体的な方法を学び、7年生以降の進路学習へと繋げていく。今後は、地域人材の有効活用を観点に、学校と地域が主体となって取り組めるような実施方法への移行を検討する。 |
| | | 区立小学校5・6年生を対象に、地域で様々な職業に就く方々が講師となり、その職業に就くため、必要なことや、仕事のやりがいなどを児童に話す。児童は、その中から興味のある職業を選択し、講師の話聞き、質問する。 | | |
| 68 | 指導課 | 学校評価 | B (継続) | 学校の教育を更に充実させ、その改善を継続して行うためには、保護者や地域等の学校関係者から評価を受け、意見を受け入れる仕組みは欠かせない。今後は地域や保護者とさらに協働して学校の教育活動を改善していくため、校区教育協働委員会を設置して、学校評価の機能を持たせ、地域がより学校運営へ参画することが可能となる体制を整えていく。 |
| | | 校区外部評価委員会を組織し、教育活動の観察および協議を通じて、各学校の学校運営および教育活動評価と支援を行う。また、学校の経営基盤各分野についての専門家で組織した専門外部評価委員会で、集団ヒヤリングを実施し、学校経営の専門的な評価と支援を行う。 | | |
| 69 | 指導課 | 学力向上プラン推進事業(勉強合宿) | A (拡充) | 生徒の学習意欲の向上において合宿形式による勉強会は有効な手段である。参加した生徒からも、学校以外で集中的に学習する環境が提供されることにより、自ら学習する意欲・習慣が身に付いたとの声が上がっている。講師の確保等、安定した事業実施のためには区が支援することが有効である。今後も事業効果を検証しつつ、区内他校への普及拡大を図る。 |
| | | 日野学園、八潮学園、荏原平塚学園、品川学園の4校では合宿形式勉強会を実施する。また豊葉の杜学園では、学校での集中勉強会を実施する。 | | |
| 70 | 指導課 | 中学校英語学習指導 | A (拡充) | 経済・社会等のグローバル化が進展する中、子どもたちが21世紀を生き抜くため、国際的共通語となっている英語のコミュニケーション能力を身に付けることが必要であり、我が国の一層の発展のためにも非常に重要な課題である。さらに、2020年のオリンピック・パラリンピックの東京開催に伴い、国際都市品川区としては、オリンピック・パラリンピックでボランティア等として活躍できる人材を育成することが求められる。事業の実施状況や効果検証テストの結果を踏まえながら、今後の英語教育の施策を検討する。 |
| | | グローバル人材育成塾経費や効果検証用テストの実施に加え、平成27年度からはイングリッシュキャンプや品川イングリッシュレッスン500を開始した。このような英語活動の取組を通じて世界の言語・社会・文化等への興味・関心・理解を深める。 | | |
| 71 | 指導課 | 代替職員の雇用 | B (継続) | 特定の職種で臨時的な欠員が発生した際に、職務を代行するための代替職員(臨時)の補充が必要である。「東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例」により、区が実施することとなっている。学校運営に支障のないよう適切な配置に努めていく。 |
| | | 品川区立小中学校、小中一貫校の養護教諭・事務職員・栄養職員の病欠等の発生時に、代替職員を配置することにより、学校運営に支障が出ないようにする。 | | |
| 72 | 指導課 | 幼稚園講師の採用 | B (継続) | 年間を通して、安全で適正な教育活動を行うため必要である。幼稚園の管理・運営責任は区にあるため、区が実施する必要がある。幼稚園のニーズに沿った適切な講師の配置を行うことができおり、園務の円滑な運営に貢献している。なお、経験の浅い教員や産育休取得者が増加傾向にあることから、引き続き講師需要の適正把握に努める。 |
| | | 遠足随行、運動会練習指導その他の教育活動を行わせるため、非常勤の幼稚園講師を採用し、配置する。 | | |

平成27年度事務事業評価

| No. | 所管課 | 事務事業名称 | 評価 | |
|-----|------------|--|------------------|---|
| | | 事業概要 | 総合評価 (今後の方向性) | |
| 73 | 教育総合支援センター | 品川区研究学校 | B (継続) | 小中一貫教育を推進し、品川区の教育の質を向上させるために必要な事業である。研究活動を推進し、質を確保するためには、教育委員会が関与する必要がある。また、区の施策展開を中心とした制度に改めた。これらの研究結果は、研究発表会や研究冊子等で区内に還元されており、今後も事業の継続が必要である。 |
| | | 教科・領域等について、各学校(園)が自主的に研究主題を設定し、これに基づいて実践、研究を進め、研究の過程および成果を発表することにより、本区教育の向上に資する。 | | |
| 74 | 教育総合支援センター | 同和教育指導推進委員会 | B (継続) | 教育委員会の目標達成のために、人権教育・平和教育の推進は必要性が高く、実施が必要な事業である。これらの教育は継続的に実施される必要があり、区が積極的に実施すべき事業である。資料作成を通じ、教員の理解が深まり、作成された資料の活用が期待できる。資料の更なる活用について検討を進める。 |
| | | 学校における人権教育、平和教育の推進を図る。指導用資料を作成するための委員会を設置し、作成した資料を各学校および教員に配布し、活用する。 | | |
| 75 | 教育総合支援センター | 平和に関する指導資料作成委員会 | B (継続) | 教育委員会の目標達成のために、人権教育・平和教育の推進は必要性が高く、実施が必要な事業である。これらの教育は継続的に実施される必要があり、区が積極的に実施すべき事業である。資料作成を通じ、教員の理解が深まり、作成された資料の活用が期待できる。資料の更なる活用について検討を進める。 |
| | | 学校における人権教育、平和教育の推進を図る。指導用資料を作成するための委員会を設置し、作成した資料を各学校および教員に配布し、活用する。 | | |
| 76 | 教育総合支援センター | 品川区教育会に対する助成 | B (継続) | 児童・生徒の学力向上や小中一貫教育の推進に向け、必要な事業である。継続的な研究のために、区が支援することが効果的である。教育会会計に繰越金が多く発生していたため、要綱の改正を行い補助金交付額を減額することで効率的な予算執行ができています。品川区の教職員組織の更なる発展のため、助成は継続するべきである。 |
| | | 品川区教育会に置かれる研究部の活動援助のため、会費の総額に相当する額を上限とし、予算で定める額を補助する。 | | |
| 77 | 教育総合支援センター | 教職員研修 | B (継続) | 教員の資質・能力の向上は、子どもの学力向上や豊かな心の育成に直接関わる問題であり、非常に重要な要素である。その手法として、研修の実施は大きなウェイトを占めている。法に定められた悉皆研修の受講はもちろんのこと、時代のニーズに沿った情報モラル研修の企画など、的確な研修計画を進めることができた。研修会には、指導主事の他に、学校経営監も同行し様々な方向性から効果検証を行う体制ができた。今後もスクラップ&ビルドを徹底し、改善を図る。 |
| | | 当面する学校教育の諸課題について各種研修を行い、指導内容・指導方法の充実を図るとともに、研修の一部において外部講師を招き、本区教職員の資質の向上に資する。 | | |
| 78 | 教育総合支援センター | 校内研究会 | B (継続) | 教員の資質・能力の向上は、子どもの学力向上や豊かな心の育成に直接関わる問題であり、非常に重要な要素である。その手法として、研修の実施は大きなウェイトを占めている。本研修は、学校独自で企画・立案を行い、外部講師を招聘して授業観察・評価・講評を行う手法であるが、学校の予算要望は年々上昇傾向にあり、実績・効果を加味した査定額が難しいため、明確な査定基準の策定や学校への事業内容の周知など徹底していく必要がある。 |
| | | 当面する学校教育の諸課題について各種研修を行い、指導内容・指導方法の充実を図るとともに、研修の一部において外部講師を招き、本区教職員の資質の向上に資する。 | | |
| 79 | 教育総合支援センター | 校外指導 | B (継続) | 児童・生徒の健全育成のために必要であり、外部委託は不可能である。児童・生徒の指導の充実のため、緊急時でも予算措置ができるよう準備をしている。今後も勤務時間外の対応は必要とするところであり、現行水準を維持しつつ、引き続き充実を図っていく。 |
| | | 児童・生徒の問題行動に対する緊急対応、不登校児童・生徒に対する指導、祭日、縁日パトロール等 | | |
| 80 | 教育総合支援センター | 中学校の進路指導 | B (継続) | 子どもの進路決定等のために必要な事業であり、区が実施する必要がある。多様化するニーズに応えるため、緊急時でも対応できるように準備をしておき、事業の継続が望ましい。 |
| | | 進路指導・調査書の作成、生徒・父母を対象とした進路説明会の実施 | | |

平成27年度事務事業評価

| No. | 所管課 | 事務事業名称 | 評価 | |
|-----|------------|---|------------------|--|
| | | 事業概要 | 総合評価 (今後の方向性) | |
| 81 | 教育総合支援センター | クラブ・部活動の指導 | B (継続) | 中学校・一貫校からの部活動に対するニーズが高まる中、指導に当たる教職員の意欲向上を図り、生徒の健全育成や個性の発揮につなげることを目的とした事業であるため、区が実施すべきである。今後も生徒の健全育成に向け、事業を継続していく。 |
| | | 勤務時間外や夏季の早朝、夜間の指導を行いクラブ部活動の充実を図る。 | | |
| 82 | 教育総合支援センター | 巡回相談員等の派遣 | A (拡充) | 教育相談のニーズは増えており、SCの重要性は増している。専門性や経験を求められ、区が関わる必要がある。都費SCが全校配置されたことにより、小学校への区費SCの配置を見直した。巡回相談員として学校を支援し、児童・生徒の支援について、教員や都費SCが情報を共有するとともに、相談機能を教育総合支援センターに集約し、他機関とより多角的な情報を共有していく。人員については、綿密な採用計画により、欠員を出すことなく効率的に執行ができていく。相談内容が多様化するに当たり、今後も優秀な人材による相談体制の強化を図る必要がある。 |
| | | 児童の臨床心理に関し、スクールカウンセラーを配置し、いじめや不登校等の未然防止、改善、解決、学校内の教育相談体制等の充実を図る。 | | |
| 83 | 教育総合支援センター | 子どもへの暴力防止対策 | B (継続) | 暴力被害に対して「NO」と言える態度を養成することを目的としており、引き続き継続する。 |
| | | 各校3学年および5学年を対象にワークショップ、寸劇(ロールプレイ)を実施してトークタイムを設定しロールプレイの復習や演習を実施する。 | | |
| 84 | 教育総合支援センター | いじめ防止対策 | A (拡充) | 平成24年度に立ち上げた「いじめ等の調査対策委員会」による提言では、問題解決に向け教育委員会が積極的に関与することが求められている。また、同提言から、再発防止に向け、校内体制、教師、生徒、保護者、教育委員会、地域等、様々な視点から問題に取り組む体制作りが不可欠である。学校支援のための「品川学校支援チーム(HEARTS)」、「品川区いじめ根絶協議会」の設置等、問題根絶に向けた取組みについて、より効果的手法のさらなる充実を図る。平成27年度中の「いじめ防止条例」の制定に向け、条例案を取りまとめていく。 |
| | | 「いじめ等の調査対策委員会」の提言を踏まえ、「いじめられている子どもへの支援」「地域・保護者による支援体制の構築」「学校の対応」の観点から取組みの充実を図る。また、平成27年度中の「いじめ防止条例」の制定に向け、条例案を取りまとめていく。 | | |
| 85 | 教育総合支援センター | 音楽鑑賞教室 | B (継続) | 多感な時期にある児童・生徒が一流の演奏に触れることで、感性の伸長が図れ教育活動の充実につながる。全小中学校・一貫校が参加しているため、区が主体となり実施すべき事業である。演奏については、楽団に委託しており、表現力・楽器の質・演奏者の比率など他に代え難いが、演奏の曲目は継続的な検討が必要である。また、平成28年度より「ゆうぼうとホール」が利用できなくなるため、新たな会場等の検討が必要である。 |
| | | 管弦楽の生の演奏を鑑賞することにより、音楽への理解を深め、美的情操を豊かにするとともに、より音楽を愛好し、親しむ情を養う。 | | |
| 86 | 教育総合支援センター | 連合体育大会 | B (継続) | 学校を越えて選手が一堂に会し、高め合うことは、児童・生徒の意欲付けになり、教育活動の充実のため必要である。全小中学校・一貫校が参加しているため区が実施すべきである。また、連合行事運営委員会を設置し、東京高校や品川陸上競技連盟と連携するなど、内容や方法の評価等の改善を図っている。 |
| | | 児童・生徒が一堂に会し、競技、見学を通じ、健全な心身を養うとともに連帯感を高める。公式大会が開催される競技場を予約し、自己の体力を試し、体育の振興と本区教育活動の向上を期する。 | | |
| 87 | 教育総合支援センター | 小学校特別支援学級の連合学習発表会 | B (継続) | 日頃の学習の積み重ねの発表の場とし、児童・生徒の心身の発達の間場となっている。また、保護者同士の人間関係を広げるという視点においても重要な行事である。全特別支援学級設置校が参加しているため区が実施すべきである。適正な予算執行が行われているが、より効率的・効果的な実施内容の模索について、更なる工夫が必要である。 |
| | | 日頃の学習の積み重ねの総合的な発表の場とし、練習や発表を通じて児童一人ひとりの心身の発達と個性の伸長を図る。劇、舞踏、スポーツ等を通じて親睦を深める。地域社会の協力を得て、特別支援教育への理解を図る。 | | |
| 88 | 教育総合支援センター | 学習発表会 | B (継続) | 日頃の学習成果を様々な形で発表し、互いに鑑賞し合うことで、学習への興味・関心を高めることができるため、区が実施すべき事業である。中学校英語学習成果発表会は、スピーチコンテストの都大会予選を兼ねるなど有意義なものとなっている一方、一部行事では、観客動員が伸び悩んでいるものもあり、引き続き検証・議論が必要である。 |
| | | 連合行事を通じて、知徳体の調和のとれた人間性豊かな児童・生徒の育成を目指すとともに、日常の学習成果を発表することにより、学校間の交流と親睦を深め、教育活動の充実に資する。 | | |

平成27年度事務事業評価

| No. | 所管課 | 事務事業名称 | 評価 | |
|-----|------------|---|------------------|---|
| | | 事業概要 | 総合評価 (今後の方向性) | |
| 89 | 教育総合支援センター | 教育総合支援センターの維持管理 | B (継続) | 教育に関する専門的機関として維持・管理を行い、学校教育の充実と推進を図る事業であり区が実施する必要がある。平成27年度より教育総合支援センターとして新たな組織体制でスタートした。教育総合支援センターでは、相談機能の一元化を図り、教育に関する総合相談窓口として専門家に対応し、学校と連携を図りながら課題解決に取り組んでいる。児童・生徒の健全育成、特別支援教育の推進・充実、教職員の職層・職務研修や学校への指導、学習指導・生活指導に役立つ資料等の提供など学校へのサポート体制の充実を図る。教科書・教育資料展示などを行い、教育に関する総合的な支援の場となるよう継続して事業を実施していく。 |
| | | 教育に関する調査研究、教職員の研修等の実施、教育関係資料を収集・管理および教育相談活動を通して、学校教育の充実と振興を図る。 | | |
| 90 | 教育総合支援センター | 教育相談事業 | B (継続) | 教育相談に関する専門的機関であり、区内在住・在学の幼児から児童生徒、高校生までの本人およびその保護者の相談に応じている。教育に関する相談は増加傾向にあり、相談内容も多様化・複雑化している。平成27年度より、教育総合支援センターとして指導課の相談機能を一元化し、教育・心理・福祉の専門家による相談体制の充実を図り、教育相談業務においても連携・協力体制を図っている。今後も関係機関・学校と協力しながら教育相談事業を継続していく。 |
| | | 心理の専門家である非常勤職員を配置し、親子での来室を基本に登録制により定期的に相談活動を行う。教職員研修においては、教育課題に適応した研修の企画・運営を指導主事や担当教職員と連携しながら実施する。 | | |
| 91 | 教育総合支援センター | 調査研究事業 | B (継続) | 学校教育の充実と推進を図る事業として、教員の資質・能力の向上を質するため教育総合支援センターにおいて教科(理科、図工美術、技術家庭、音楽)実技研修を実施してきたところである。教員研修については東京都など他の研修の実施状況を踏まえ、事業の見直しを行っていく。 |
| | | 教育に関する調査・研究、教材の開発・作成、教職員の研修等の実施および教育相談、学校経営への指導・助言、教科書・教育資料の活用等を通して、区における学校教育の充実と振興を図る。研修及び教材の開発・作成を行い、幼稚園、小中学校の充実に資する。 | | |
| 92 | 教育総合支援センター | まちの人々に学ぶ授業 | B (継続) | 開かれた学校づくりの推進、教育活動の質を高めるため、地域の人材を活用した授業を展開している。区の学校教育をより充実するため、地域の教育資源を活用し、学校、家庭、地域との連携促進を図る点からも、引続き効果的・効率的に事業を実施していく。 |
| | | まちの人々に学ぶ授業など、地域の人材を活用したカリキュラムを導入し、学校・家庭・地域の連携を促進し教育の質を高める。公開講座や地域の方から仕事の苦労話や職業に関連する興味深い話を聞く講座の開催等を行う。 | | |
| 93 | 教育総合支援センター | 市民科・各教科の充実 | B (継続) | 児童・生徒に質の高い教育を提供するためには、小中一貫教育の推進が必要であり、区が主体的に取り組むべき事業である。学校の教員とも連携し、市民科や小学校英語など区独自の教科に関する教材や、小中一貫教育要領を踏まえた副教材の見直しを行うことで、指導内容等の充実と小中一貫教育を図っていく。 |
| | | 国の学習指導要領の改訂に合わせて区の小中一貫教育要領を、この間の実践をふまえて改訂するとともに、副教科書をさらに充実させる。市民科や小学校英語科をはじめとした各教科の教科書、教材の改訂・整備を行うとともに指導体制の工夫・充実を図る。 | | |
| 94 | 教育総合支援センター | 市民科茶道 | B (継続) | 市民科においては、礼儀作法や対人関係など学ぶ教育内容(単元)が設定されており、茶道という伝統文化を学ぶことによる実践的な活動を通して、市民性の基礎・基本を身につける事業の必要性は高い。事業実施後の授業内容の検討など、さらに効果を高め伝統文化・礼儀を体得できるよう継続して指導方法を検討していく。 |
| | | 市民科に「学校茶道」を導入し、茶道裏千家淡交会・東京第五東支部から講師を招き授業を実施する。 | | |
| 95 | 教育総合支援センター | マナーキッズ | B (継続) | 市民科においては、礼儀作法や対人関係など学ぶ教育内容(単元)が設定されており、スポーツおよび礼法指導を通じ、実践的な活動を通して、市民性の基礎・基本を身につける事業の必要性は高い。事業実施後の授業内容の検討など、更に効果を高め市民科の内容を体得できるよう継続して指導方法を検討していく。 |
| | | NPO法人と協働し礼儀作法等の指導を充実させる。前年度中に、各学校に対して実施希望調査を行い、予算の範囲内で、実施校を決定する。 | | |
| 96 | 教育総合支援センター | 公開授業 | B (継続) | 保護者や地域の方々に学校教育を理解してもらうためには、教育現場を公開し、実際に見てもらうのは効果的である。また、教員・学校の意識向上の観点からも教育現場を公開する必要があるが、効果の検証を行うなど事業の見直しについて検討する。 |
| | | 区内中学校・一貫校において、各学期1回程度の公開授業を実施する。 | | |

平成27年度事務事業評価

| No. | 所管課 | 事務事業名称 | 評価 | |
|-----|------------|---|------------------|---|
| | | 事業概要 | 総合評価 (今後の方向性) | |
| 97 | 教育総合支援センター | 一般公開 | B (継続) | 保護者や地域の方々に学校教育を理解してもらうには、教育現場を公開し、実際に見てもらうのは効果的である。教員・学校の意識向上の観点からも教育現場で実施する必要があるが、効果の検証を行うなど見直しについて検討する。 |
| | | 一定期間に保護者や地域住民に、授業および教育活動を公開する。 | | |
| 98 | 教育総合支援センター | 合同部活動の実施 | B (継続) | 部活動が生徒の健全な育成に果たす役割は大きく、保護者・生徒からの期待に応え、継続的な運営を図るためには区が実施する必要がある。 |
| | | 拠点校となる中学校において合同部活動を実施し、実技指導のための外部指導員を配置する。 | | |
| 99 | 教育総合支援センター | スチューデント・シティ | B (継続) | 子どもたちに働くことの意味や必要性、生活するということについて理解させるために必要である。また、机上で教科書だけで理解させるよりも効果的であり、経済活動を体験的に学ぶことができる。今後も引き続き経済活動を体験的に学習できるよう、実施方法に工夫を図っていく。 |
| | | 事前学習に8時間を設定し、体験学習を行うために必要な経済や金融に関する基礎的な知識や技能を学ぶ。その後、6時間のカリキュラムとして、会社の経営側と消費者を同時に体験する。 | | |
| 100 | 教育総合支援センター | ファイナンス・パーク | B (継続) | 実際の生活空間を再現した施設で、年収や家族構成が定められた架空の社会人として消費生活を体験する学習である。家計の収入や支出に関する意思決定を行い、自らの将来の進路を体験的に学ぶことは、市民科における将来設計領域に深くかかわる学習である。今後も引き続き経済活動を体験的に学習できるよう、実施方法に工夫を図っていく。 |
| | | 事前学習に8時間を設定し、体験学習を行うために必要な経済や金融に関する基礎的な知識や技能を学ぶ。その後、6時間のカリキュラムとして、会社の経営側と消費者を同時に体験する。 | | |
| 101 | 教育総合支援センター | 経営者体験 (CAPS) | B (継続) | 仮定の焦点の経営体験を通して、意志決定力を育成するためのシミュレーションプログラムである。社会の仕組みや生きた経済現象を体験することにより、データに基づく分析力、複数の意見を調整する力等を身に付けさせることができる。今後も引き続き経済活動を体験的に学習できるよう、実施方法に工夫を図っていく。 |
| | | 5時間のカリキュラムとして、市民科の授業の中で実施していく。実施後は、体験から分かったことや今後の学習に生かしていきたいこと等についてまとめる。 | | |
| 102 | 教育総合支援センター | 和楽器による音楽教育 | B (継続) | 和楽器による音楽教育は、学習指導要領に定められており、区として進めていく必要がある。箏を使用した授業は、器材の保守を含めた運用において、他の楽器を使用するよりも効果的・効率的であるため、今後も授業方法等の検討も行いながら一層の充実を図っていく。 |
| | | 伝統音楽を体感し、わが国の伝統的な音楽文化を理解し尊重する気持ちを醸成するため、琴を使用し、各3時間の授業を全小中学校で行う。 | | |
| 103 | 教育総合支援センター | 体力向上の推進 | A (拡充) | 児童・生徒の体力や運動能力の向上を図るため、学校における体育、スポーツ活動の充実は品川区教育委員会の教育目標および基本方針でも位置づけられ、重点的に取り組む事業である。体育の専門的指導力を有するテクニカルアドバイザーにより、児童・生徒に確かな技能を身に付けさせるとともに、運動に対する意識や体力の変容を検証し、体を動かす喜びや楽しさを体得することに効果的な事業である。 |
| | | 体育の専門的指導力を有する指導員を配置し、子どもの意識・体力の変容を検証し、効果的な活用方法の事例集を作成する。小学校において全校共通種目(品川ドキドキプログラム(仮))に取り組み、体力向上を図る。 | | |
| 104 | 教育総合支援センター | 特色ある教育活動(教育総合支援センター) | A (拡充) | 教育改革「プラン21」を受け、基礎学力や学習意欲の向上に向けた学校独自の特色ある教育活動の実施ため必要な事業である。学校選択制による学校間の競争を促すカンフル剤として、効果が期待できる事業には積極的に財政投入を行っていく必要がある。ただし、数年に渡る継続事業も増えてきているため、予算の硬直化・形骸化が起きないよう、事業の効果検証を促進し、事業の見直しを行いながら効果的な実施方法について検討する。 |
| | | 基礎学力や学習意欲の向上に向けた学校独自の特色ある教育活動の実施ため、各学校から提出された事業実施計画書に基づき、報償費等の予算措置を行う。適正な実施のため、報告書を提出させ、指導主事による査察を行う。 | | |

平成27年度事務事業評価

| No. | 所管課 | 事務事業名称 | 評価 | |
|-----|------------|---|------------------|--|
| | | 事業概要 | 総合評価 (今後の方向性) | |
| 105 | 教育総合支援センター | 学習支援ボランティア 放課後や土曜日に卒業生等による児童・生徒への学習指導を行い、学力の向上につなげる。大学生や地域の方などのボランティアに対し、交通費相当を謝礼として支給する。 | B (継続) | 児童・生徒の理解の遅れやつまづきを早期に発見し、その対策を打つことで学習意欲の維持・向上を図る事業であり、今後も区が支援する必要がある。ボランティアの確保は、各学校で行っており円滑に運営が行われているが、基礎学力の向上につながるよう今後も支援が必要と考える。 |
| 106 | 教育総合支援センター | オリンピック・パラリンピック教育推進事業 体育授業の内容の改善・充実、課外活動や社会体育活動等を通じた、学校スポーツの振興のため、非常勤講師報酬や必要な物品購入費を補助する。 | A (拡充) | 児童・生徒の体力低下が問題となる中で、健康増進や体力向上を図ることが急務となっている。本事業は、東京都の委託事業であり、事業実施に係る経費は全額が東京都の負担となるため、費用対効果は高い。体育授業に関わる講師を招聘したり、運動器具等の充実を図るなど、区に還元するところは大きい。平成27年度は、東京都より6校の追加指定を受け、補正予算を組んで対応している。今後も、オリンピック招致を受け、東京都の予算規模拡大が見込まれ、区としても制度を活用し体育活動の活性化を図っていきたいと考えている。推進校の推薦は区の判断で行っており、引き続きより効果的・効率的な実践が可能な学校の選定を行っていく。 |
| 107 | 教育総合支援センター | インクルーシブ教育システム構築事業 通常の学級に在籍する発達障害のある児童に対する合理的配慮のあり方を明らかにする。 | B (継続) | 本事業は、文科省の委託事業であり、源氏前小学校・鯉浜小学校等をモデルスクールとして、特別支援教育ケア・アドバイザーを配置した。これにより、通常の学級に在籍する発達障害のある児童への合理的配慮に関する実践研究を推進し、各校の参考となった。平成27年度は、文科省の意向を受け、本研究を継続する。 |
| 108 | 教育総合支援センター | 保幼小連携の推進 保育園、幼稚園年長時の後半から小学校1年生1学期程度までの接続期に注目した「ジョイント期カリキュラム」を作成し、実施するとともに、その効果を検証していく。 | B (継続) | 保幼小の円滑な接続と就学前教育の充実に向けて区が主体的に取り組む必要がある。各校・各園でのカリキュラムの実施と検証を通じ、保幼小の連携の更なる充実を図る。 |
| 109 | 教育総合支援センター | マイスクール八潮の運営 非常勤職員(校長経験者・教育相談員・教育心理相談員)を配置し、学習支援や生活指導、個人面談活動を行う中で、個別指導や集団指導等、各児童・生徒の状況に応じた支援を行う。 | A (拡充) | 不登校児童・生徒への支援として必要である。しかし、年々不登校児童・生徒が増加傾向にあり、教育環境の充実を図りながら、受け入れ方法や学習・生活の指導・形態等について検討が必要である。 |
| 110 | 教育総合支援センター | 帰国児童・生徒等適応指導 山中小学校の空き教室を利用して、日本語能力の習得を進めるための言語指導や対象者の実態に応じた教科への適応指導を行う。 | B (継続) | 外国籍や帰国児童・生徒は品川区にも多く在籍しており、学校に適応するための語学習得は専門的かつ集中して行う必要がある。義務教育は区が責任を持って所管すべき事項であり、児童・生徒に日本語の能力を付けることは区が実施すべきである。 |
| 111 | 教育総合支援センター | 人権尊重教育の推進 人権尊重教育にかかわる研究実施 | B (継続) | 人権尊重教育は、区ならびに教育委員会の重要課題である。区の教育目標に照らしながら、国や都の施策を有効に活用して、引き続き区が進行・管理することが妥当である。経費については、全額都が負担しており、区内全学校にとって有意義なものとなっていることから、人権尊重教育を一層充実させるため、引き続き実施していく。 |
| 112 | 教育総合支援センター | 特別支援教育のサポート 学期に一度、医師、臨床心理士、都立特別支援学校コーディネーター、学校経営監等専門家が訪問し、授業観察を行い、望ましい教育的対応についての指導、助言を行う。また、個別の教育支援計画や個別指導計画作成の指導、助言を行う。 | B (継続) | 特別な教育的ニーズを要する児童・生徒が増加しており、区が主体となることが有効である。医師や大学教授等民間の人材を活用し計画的・効率的に実施している。専門家による訪問では、同じ専門家が継続的に支援について学校へアドバイスができるよう日程を調整している。相談内容は多様化および複雑化の傾向があり、今後も継続していく必要がある。 |

平成27年度事務事業評価

| No. | 所管課 | 事務事業名称 | 評価 | |
|-----|------------|---|------------------|--|
| | | 事業概要 | 総合評価 (今後の方向性) | |
| 113 | 教育総合支援センター | <p>特別支援学級の運営</p> <p>NPO団体に人材配置を委託し、特別支援学級に介助員を配置する。また、通常学級に在籍し特別な教育的ニーズのある児童・生徒に対しても介助員または学習支援員を配置する。</p> | B (継続) | 社会的状況に見合っており、現状を維持することが必要である。また、公平、公立性を保つことが必要であり、区が一定の関わりをもつことが重要である。教育総合支援センターの創設により、児童・生徒一人ひとりの情報を一括して管理・把握し、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、各事業の連携を行いながら、より適切な指導・支援を行うことができる。 |
| 114 | 教育総合支援センター | <p>就学事務(就学相談)</p> <p>保護者からの申請に基づき、就学相談を実施。医師、臨床心理士、都立特別支援学校教諭、小中学校長、事務局等により就学相談委員会を構成し、児童・生徒の行動観察、保護者面談等を実施、判断、決定していく。</p> | B (継続) | 法令上、障害のある児童・生徒の就学すべき学校の指定に係る通知を行う際には、保護者、専門的知識を有する者の意見を聞くこととされており、事業実施は必要である。また、教育委員会が実施することとされている。特別な教育的ニーズのある児童・生徒は増加傾向にあるため、事業継続の必要がある。インクルーシブ教育における合理的配慮の在り方との関係性において、就学相談はその在り方を見直す上で、今後検討が必要な事業の一つである。 |
| 115 | 教育総合支援センター | <p>教科書採択</p> <p>教育委員会において教科書採択を行うため、教科用図書調査検討委員会等を設置し、採択案の作成、教科書等の調査研究を行う。</p> | B (継続) | 法令上、実施が義務付けられており、また教育委員会が実施することとなっている。検討委員会等の開催回数および謝礼の額は適切であると判断する。引続き事業を実施する必要がある。 |
| 116 | 品川図書館 | <p>図書館資料の充実</p> <p>資料や情報の収集・整備を行い、魅力ある図書館づくり及び地域の情報拠点として課題解決に向けた図書館づくりを図る。</p> | B (継続) | 区民が求める情報を適切に提供するため、最新のものを始めとして幅広い資料群が必要である。また、誰もが、いつでも利用できる身近な区立図書館がその提供の場として効果的である。資料選定については、選定アドバイザーを委嘱し、選定会議の効率化を図っている。平成27年度から地区館は、指定管理者制度により効率的で質の高いサービスを提供するため、図書・視聴覚資料等について各館の選定を踏まえ品川図書館で最終調整・決定等を行うための選定基準等の改正を進めている。 |
| 117 | 品川図書館 | <p>ボランティア養成講座(レベルアップ・基礎・地域)</p> <p>子ども読書活動の推進と区民参加の促進を目的として、図書館の児童サービスの充実と区民参加促進や地域で活動するボランティアの養成・支援を実施している。活動促進・支援のため、事業を実施する際に関覧できる「地域読み聞かせボランティア紹介名簿」を作成し活用している。</p> | B (継続) | 図書館で行っているボランティア育成については、これまで子ども読書活動の推進に向け、目的・活用対象別に実施してきたが、更に効率的・効果的な運営とするため、ボランティア養成講座として一元化して行うこととした。レベルアップ講座は、新たな講師を迎え開催し、受講者が増加した。地域でのボランティア活動を支援する目的で開催する講座は、実際に活動するボランティアを対象としたレベルアップに特化している。基礎講座は隔年実施としている。 |
| 118 | 品川図書館 | <p>「しながわ親子読書の日」および「子ども読書の日フェア」</p> <p>毎月23日を「しながわ親子読書の日」とし、読み聞かせのお勧め本を紹介するパンフレットを発行、また、4月23日の子ども読書の日にちなみ年1回「子ども読書の日フェア」を開催している。平成26年度は、「品川区子ども読書活動推進計画」の改訂を行う。</p> | B (継続) | 子ども読書の日フェア、親子読書の日とも徐々に定着してきており、子どもの読書習慣確立に向けての地道な啓発活動として引き続き実施する。また、平成27年4月から地区館9館の指定管理者制度導入と品川図書館の業務拡大に伴い、休館日の縮小と日・月曜日および祝日の開館時間延長による開館日と開館時間の拡大を図っている。 |
| 119 | 品川図書館 | <p>図書館サービスの充実</p> <p>図書館法の定義に基づき、「一般公衆の利用に対し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資する」ための基本的なサービスを提供している。</p> | B (継続) | 貸出数はここ数年単位でみると順調に伸びてきているが、より一層資料貸出の公平性を図る。また、インターネットによる予約数も年々増えていることなどから、図書館システムの良好な維持管理が重要な課題である。 |
| 120 | 品川図書館 | <p>科学あそび教室(自然観察教室)</p> <p>子ども読書活動推進の一環として、観察や実験を通して自然科学への興味を喚起し科学読み物への導入を図るため、小学生を対象に、夏休み期間に開催している。</p> | B (継続) | 本事業は、地域の身近な場所で、気軽に自然科学に触れる体験が可能であり、区民から好評を得ている。自然科学分野の図書への児童の関心を高め、読書活動の推進につなげるため、継続して実施する。 |

平成27年度事務事業評価

| No. | 所管課 | 事務事業名称 | 評価 | |
|-----|-------|---|------------------|---|
| | | 事業概要 | 総合評価 (今後の方向性) | |
| 121 | 品川図書館 | 絵本講座(児童センター共催事業) | B (継続) | 事業対象層である幼児クラブ参加者、児童センター利用者に対して、効率的、効果的にPRを実施することが可能な事業であり、効果も大きいことから引き続き事業を実施する。 |
| | | 図書館が内容の企画と委託事務手続き、児童センターが場の提供と募集を行い、講座を通じ、子どもには本の楽しさや面白さ、親には子どもの絵本の選び方を伝えている。 | | |
| 122 | 品川図書館 | 障害者サービス | B (継続) | IT等の技術の進歩により、障害者への情報のアクセス阻害要因が軽減されつつあるとされるが、障害があっても文化的な作品を享受できる機会を保障することは区立図書館の責務である。将来に渡り、一定以上のニーズを保有する事業であるため、今後、音訳・点訳等の資料製作などに携わるボランティアとの協力を継続しつつ実施する。地区館の運営が指定管理者に変更されたことで、より地域に根差した図書館サービスが実現可能となった。 |
| | | 身体の障害等により来館が困難であったり、視覚等の障害により通常の利用が困難な利用者のニーズに応える事業を実施している。 | | |
| 123 | 品川図書館 | 図書館フェア(読書週間行事等) | B (継続) | 広く区民に読書の普及を図るため、図書館が主体となって読書の推進を図るとともに、講演会、朗読会などの行事を通じ読書週間の主旨を周知していくことが重要である。実施手法については、平成27年度から地区館では指定管理者が主体的に取り組み、品川図書館では委託を拡大し、各館の特色を活かして実施していく。 |
| | | 秋(10月)と春(3月)の図書館フェアとして全館統一テーマを設け、各館でテーマに沿ったブックフェア(特集本の展示)を実施し、貸出数の増を図る。また、秋には講演会、春には朗読会を開催する。 | | |
| 124 | 品川図書館 | おはなし会 | B (継続) | ボランティアの有効活用やNPOとの連携の強化を進めながら、更なる子ども読書活動推進に資するよう工夫し、継続して実施する。 |
| | | 乳幼児のうちから本に親しむ環境を提供するため、各図書館で定期的に、素ばなし、紙芝居、絵本の読み聞かせ、手遊び、パネルシアター等を実施する。 | | |
| 125 | 品川図書館 | 図書取次サービスの実施 | B (継続) | 駅に近い行政サービスコーナーにおいて図書取次ぎサービスを行うことで、近隣区民や駅利用者にとっての利便性が一段と増した。今後も利用が増えることが予想されるため、引き続きよりよいサービス提供を継続する。 |
| | | 武蔵小山・大井町行政サービスコーナーにおいて、ホームページや窓口等で予約した図書館資料の取次ぎを行う。 | | |
| 126 | 品川図書館 | 図書館施設の維持管理 | B (継続) | 引き続き、建物の適正な維持管理を行っていく必要がある。また、大規模施設改修については、今後、施設整備課と連携を密にして、館の良好な運営に支障をきたさないよう計画的に修繕を行っていく必要がある。 |
| | | 区立図書館10館の円滑な運営を保持するため、環境整備や施設維持管理を適正に行う。平成26年度は、荏原文化センター耐震改修工事に伴う荏原図書館の大規模改修工事を実施するとともに、大崎図書館擁壁改修工事を予定している。 | | |
| 127 | 品川図書館 | 図書館窓口等業務委託・指定管理者制度 | B (継続) | 平成17年度より内部改革を進め、より良いサービスの提供とコスト削減を一体的に図ってきた。平成25年度からは荏原図書館の業務委託を拡大し、同館の職員を庁舎勤務型とすることにより定数減を行った。平成27年度からは、地区館9館に指定管理者制度を導入するとともに、中央館である品川図書館の業務を拡大し、図書館サービスのさらなる充実を図り、区職員は品川図書館のみに配置され、定員の大幅減を実施した。 |
| | | 平成17年度より全10館の窓口等業務を民間事業者へ委託後、ブロックの統合・業務体系の見直し委託業務の拡大を図った。平成27年4月から地区館(9館)で指定管理者制度が導入され、合わせて品川図書館の委託業務は、事務室・電話の一時受付、児童・障害者サービス、行事、電算業務等についても業務を拡大した。 | | |
| 128 | 品川図書館 | 学校図書館維持管理 | B (継続) | 平成24・25年度のシステムリプレイスにより、費用コスト削減を図りつつ、安定した運用の維持・管理に努めた。 学校図書館法の改正により設置が明記された学校司書については、既に小中学校に配置済みのため、さらなる質の向上と現状把握のため、業務委託の調査を行うとともに、図書館としてできる資料の利活用への取り組みを説明・実施してきた。学校図書館に期待される、教育課程での効果的な活用について、引き続き学校、事務局各課と連携し、共に検討していく。 |
| | | 読書習慣の確立、主体的・意欲的な学習活動の充実・推進のため、システムネットワーク化や民間委託による支援スタッフ配置等を行う。 | | |

平成27年度事務事業評価

| No. | 所管課 | 事務事業名称 | 評価 | |
|-----|-------|--|------------------|--|
| | | 事業概要 | 総合評価 (今後の方向性) | |
| 129 | 品川図書館 | 学校図書館ボランティア養成講座 | B (継続) | 学校図書館ボランティアは、学校図書館の効率的、効果的な運用には欠かせない存在であるのみならず、学校図書館ボランティアの体験が保護者の学校運営への理解、協力を深める端緒ともなりうる。今後も引き続き、学校と連携・協力しつつ、実効性のある講座を開催しボランティアを育成していく。 |
| | | 学校図書館活性化の一環としてボランティア養成講座を開催し、育成を図っている。 | | |